

	書類・図書等の名称	関係法令等 ・階数 ・延べ床面積 ・最高高さ、軒高さ	4号建築物 法第6条の3適用 (確認の特例) ¹	4号建築物	2号建築物 ³
			木造 2F & 500㎡ & 13m & 9m	木造 2F & 500㎡ & 13m & 9m	木造 3F or >500㎡ or >13m, 9m
申請書類	確認申請書(第2号様式)	正・副各1通 (適判時: 副本2通)			適判対象時: 正1+副2通
	建築計画概要書(第3号様式)				
	委任状	代理人申請の場合			
	建築士免許証(写し)				
	証明書	構造計算により構造安全性を確認の場合	-	-	
図書	付近見取図				
	配置図				
	各階平面図	表一 (い)			
	床面積求積図		- 1	2	2
	2面以上の立面図		- 1	2	2
	2面以上の断面図	表一 (ろ)	- 1	2	2
	地盤面算出表		- 1	2	2
	基礎伏図		- 1	2	2
	各階床伏図	表一 (は)	- 1	2	2
	小屋伏図		- 1	2	2
	構造詳細図		- 1	2	2
	2面以上の軸組図		- 1	2	2
	使用構造材料一覧表		- 1	2	2
	基礎・地盤説明書	表二	- 1	2	2
	施工方法等計画書		- 1	2	2
	令第38条第3項、第39条第2項に適合の資料	令第3章第2節、 令第3章第3節関係	- 1	必要に応じ	必要に応じ
	令第40条～第48条第1項第2号ただし書き、第48条第2項第2号適合の資料		- 1	必要に応じ	必要に応じ
	耐火構造等の詳細図	法第21条～第27条等	- 1	必要に応じ	必要に応じ
	開口部の採光に有効な部分の計算書	法第28条第1項	- 1	2	2
	使用建築材料表(法第28条の2を除く)	法第23、35、37条等	- 1	2	2
火気使用室の換気設備等	法第28条第3項	- 1	2	2	
使用建築材料表(シックハウス対策関連) 有効換気量等の計算書(シックハウス関連)	法第28条の2				
室内仕上げ表	法第35条の2	- 1	2	2	
計算書	構造計算概要書(別記第1号様式)		-	-	
	構造計算チェックリスト		-	-	(プログラムによる場合)
	使用構造材料一覧表		-	-	
	特別な調査・研究の結果等説明書		-	-	
	基礎・地盤説明書		-	-	
	略伏図	表三の(四) 構造計算書関連 (令第82条及び 令第82条の4)	-	-	
	略軸組図		-	-	
	部材断面表		-	-	
	荷重・外力計算書		-	-	
	応力計算書(別記第3、4号様式含む)		-	-	
	断面計算書(別記第5号様式含む)		-	-	
	基礎くい等計算書		-	-	
	使用上の支障に関する計算書		-	-	
	屋根ふき材等計算書		-	-	
	層間変形角計算書		-	-	
	層間変形角計算結果一覧表		-	-	・ルート2、3 又は、 ・準耐火建築物 耐火建築物の場合
剛性率・偏心率等計算書		-	-		
剛性率・偏心率等計算結果一覧表		-	-	・ルート2、3の場合	
保有水平耐力計算書		-	-		
保有水平耐力計算結果一覧表		-	-	・ルート3の場合	
注意事項	<p>1: 規則第1条の3第5項第2号により、法第6条の3第1項第3号に掲げる建築物(4号建築物で建築士による設計のもので「確認の特例」を適用するもの)は、同項の表二により「添付を要しない図書」又は「明示を要しない事項」が規定され、図書等の省略等が可能である。ただし、確認申請書の第4面「9.確認の特例」を適用し、令第10条による建築物の区分を明示のことに注意する。</p> <p>2: 規則第1条の3第6項により、同条第1項「表一」等に規定する図書に明示すべき事項を他の図書に明示した場合は、当該図書に明示することを要せず、また明示すべき全ての事項を他の図書に明示した場合は、申請書に当該図書を添付することを要しない。</p> <p>例えば、「2面以上の軸組図」に明示すべき事項を「各階床伏図」等に明示した場合は、当該軸組図の省略が可能となる。</p> <p>3: 「2号建築物」で、高さ>13m又は軒高さ>9mとなる場合は、ルート2による構造計算となり適判機関での構造審査が必要。また、令第46条第2項により構造安全性を確認する場合は、告示第1899号による層間変形角、偏心率の計算が必要となる。</p>				